

自動車保険 商品改定のご案内

平素より、共栄火災をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、共栄火災では2022年1月1日より自動車保険の商品改定を実施いたします。

その概要とともに近年実施した商品改定についてご案内いたしますので、ご一読くださいますようお願い申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

I 商品・サービスの改定

1. ノーカウント事故の対象範囲拡大

KAP
くるまる

KAP
ベース

(1)「車両保険の無過失事故に関する特約」の改定

- 「車両保険の無過失事故に関する特約」は、相手方が確認できる車対車の事故や、ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等により、本来の仕様とは異なる事象または動作が生じたことで発生した車両事故について、お客さまに過失がない場合に、ノーカウント事故として取り扱う特約です。
- しかし、「車両新価保険特約」、「車両超過修理費用補償特約」を適用して車両保険金額を超えて保険金をお支払いする場合は、3等級ダウン事故として取り扱っており、わかりにくい面がありました。
- これを見直し、ノーカウント事故とすることで、より安心して車両保険をご利用いただけます。

(2)「自動運転中の事故」をノーカウント事故へ追加（2022年1月1日以降に発生した事故より適用）

- 各種法令が改正され、日本国内で自動運転車が走行できる環境になりました。
- しかし、自動運転中の事故であっても、保険金をお支払いすることにより、3等級ダウン事故となる場合があります。
- 自動運転中^(※1)は運転者が運転操作に関与しないことから、「自動運行装置^(※2)」が装備されたご契約のお車について、当該装置が作動中^(※3)の事故^(※4)を、ノーカウント事故として取り扱うこととします。
 - (※1) 自動運転中とは、システムから運転引継ぎを要請されない限り運転者が運転操作に関与する必要がない状態をいいます（運転者が周囲の状況を注視することなく携帯電話の操作などが可能な状態を指します）。
 - (※2) 道路運送車両法第41条に規定する装置とします。
 - (※3) 事故時の当該装置の作動状況を確認できることが必要です。
 - (※4) 火災・爆発、台風・洪水など、1等級ダウン事故に該当する場合を除きます。また、自動運転車が整備不良車に該当する場合や居眠り等によりシステムからの運転引継ぎ要請に対応できない状態だった場合等を除きます。

〈対象範囲拡大後の事故の取扱い〉

	現行	改定後
「車両保険の無過失事故に関する特約」における無過失事故	ノーカウント事故 (ただし、「車両新価保険特約」・「車両超過修理費用補償特約」を適用して車両保険金額を超えて保険金をお支払いする場合は、3等級ダウン事故)	ノーカウント事故
自動運転中の事故	事故内容やお支払いする保険金により、3等級ダウン事故またはノーカウント事故	ノーカウント事故

2. 「日常生活個人賠償責任補償特約」の補償対象の拡大

KAP
くるまる

- 「住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故」は、「**記名被保険者**の居住の用に供される住宅」を補償対象としています。
- この補償対象を拡大し、「**被保険者**の居住の用に供される住宅」とします。

	現行	改定後
「住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故」の補償対象	記名被保険者 の居住の用に供される住宅	被保険者^(※) の居住の用に供される住宅 (※) 被保険者とは、次に該当する方をいいます。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の配偶者 ③ ①または②の同居のご親族 ④ ①または②の別居の未婚のお子さま

〈拡大により補償される事故例〉

一人暮らしをしている学生（別居の未婚のお子さま）が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する事故（漏水事故を起こし、階下の住人の家財を汚損した等）による損害賠償責任も、この特約で補償されます。

3. 契約条件の変更手続き漏れのサポート（自動補償）の拡大

KAP
くるまる

KAP
ベース

(1) 車両入替時における自動補償の拡大

- 車両入替の変更手続き前に起こした事故については、入替自動車の取得日の翌日から起算して30日以内に変更手続きを行った場合にのみ、保険金の支払対象としています。
- これを改定し、取得日の翌日から起算して31日以降に車両入替の変更手続きを行った場合でも、変更前の事故について「対人・対物賠償責任保険、被害者救済費用等補償特約」に限り、保険金の支払対象とします。

自動補償するケース	変更手続き前の事故で 入替後の自動車が補償される内容	
	現行	改定後
入替自動車の取得日の翌日から起算して30日以内に車両入替の変更手続きをされた場合	ご契約されている内容	ご契約されている内容
入替自動車の取得日の翌日から起算して31日以降に車両入替の変更手続きをされた場合	補償されません	対人^(※)・対物^(※)・被害者救済費用

(※) 対人・対物賠償責任保険に適用される特約を含みます。

- 併せて、自動補償を行う場合の追加保険料・返還保険料の起算日を、現行の「車両入替の変更手続きを請求された日」から「入替自動車の取得日」に変更します。

(2) 運転者限定・運転者年齢条件における自動補償の見直し

- 保険契約締結日以降に新たに運転免許を取得された方または新たにご家族となられた方が、運転者の年齢条件や運転者の範囲を変更する手続きの前に起こした事故についても、一定の条件を満たす場合に補償しています。
- 事実発生日の翌日から起算して31日以降に変更手続きを行った場合に「対人・対物賠償責任保険」のみを保険金の支払対象としていましたが、今般の改定により「被害者救済費用等補償特約」を支払対象に追加します。

自動補償するケース	変更手続き前の事故が補償される内容	
	現行	改定後
事実発生日の翌日から起算して30日以内に契約条件の変更手続きをされた場合	ご契約されている内容	ご契約されている内容
事実発生日の翌日から起算して31日以降に契約条件の変更手続きをされた場合	対人 ^(※) ・対物 ^(※)	対人 ^(※) ・対物 ^(※) ・ 被害者救済費用

(※) 対人・対物賠償責任保険に適用される特約を含みます。

4. その他の改定

項目	改定内容	くるまる	ベ ー シ ス	ド ラ イ バ ー				
ALSOK現場急行サービスの対象契約の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ●「ALSOK現場急行サービス」は、ALSOKの対応員が事故現場のお客さまのもとに駆け付けて、安全確保、救急車の手配などをサポートするサービスです。 ●サービスの対象となるご契約の条件を緩和します。 ●下記のご契約が対象となります。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>KAPくるまるで、次の①～③をすべてセットした「KAPくるまる・ワイド」のご契約 ①車両保険 ②代車費用補償特約 ③車内携行品補償特約</td> <td>KAPくるまるで、「代車費用補償特約」をセットしたご契約</td> </tr> </tbody> </table>	現行	改定後	KAPくるまるで、次の①～③をすべてセットした「KAPくるまる・ワイド」のご契約 ①車両保険 ②代車費用補償特約 ③車内携行品補償特約	KAPくるまるで、「代車費用補償特約」をセットしたご契約	○		
現行	改定後							
KAPくるまるで、次の①～③をすべてセットした「KAPくるまる・ワイド」のご契約 ①車両保険 ②代車費用補償特約 ③車内携行品補償特約	KAPくるまるで、「代車費用補償特約」をセットしたご契約							
「代車費用補償特約」の支払対象の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ●タイヤの単独損害により負担した代車費用は保険金の支払対象外としています。 ●これを改定し、タイヤの単独損害であっても、自力で移動することができなくなり、修理工場等まで搬送された場合の代車費用については、保険金の支払対象とします。 	○	○					
中断特則の適用条件の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ●新契約の記名被保険者およびお車の所有者は、旧契約とそれぞれ同一の方であることを条件としていますが、記名被保険者の配偶者や同居の親族等を、同一の方とみなして取り扱うことができる場合があります。この同一の方とみなす範囲に、「ノンフリート等級別料率の継承が可能な個人・法人間の変更」および「ノンフリート等級別料率の継承が可能な法人間の変更」による変更後の方を追加します。 ●新契約のお車が、旧契約のお車と同一ではない次の①～③の場合も中断特則の適用を可能とします。 ①過去に自動車検査証が効力を失った自動車 ②過去に道路運送車両法に定める輸出抹消仮登録または一時抹消登録をされている自動車 ③盗難後に発見された自動車 	○	○					

II 保険料水準の見直し

- 保険金のお支払い状況等を踏まえ、保険料の見直しを行います。ご契約条件によって異なりますが、全体的には引下げ方向となります。

III 近年の主な商品改定

2020年1月改定

項目	概要	くるまる	ベシス	ドライバー									
型式別料率クラス制度の改定	<ul style="list-style-type: none"> ●自家用（普通・小型）乗用車について、型式間のリスク較差をより適切に保険料に反映させることを目的として、型式別料率クラスを9クラスから17クラスに細分化しました。 ●自家用軽四輪乗用車について、型式別料率クラス制度（3クラス）を導入しました。またASV割引の対象を「全型式」から自家用（普通・小型）乗用車と同じく「発売後約3年以内の型式」に変更しました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改定前</th> <th>改定後(クラス間最大較差)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自家用（普通・小型）乗用車</td> <td>9クラス</td> <td>17クラス（約4.3倍）</td> </tr> <tr> <td>自家用軽四輪乗用車</td> <td>—</td> <td>3クラス（1.2倍）</td> </tr> </tbody> </table>		改定前	改定後(クラス間最大較差)	自家用（普通・小型）乗用車	9クラス	17クラス（約4.3倍）	自家用軽四輪乗用車	—	3クラス（1.2倍）	○	○	
	改定前	改定後(クラス間最大較差)											
自家用（普通・小型）乗用車	9クラス	17クラス（約4.3倍）											
自家用軽四輪乗用車	—	3クラス（1.2倍）											
車両保険の無過失事故に関する特約の改定	●ノーカウント事故として取り扱う事故の対象に、ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等により、本来の仕様とは異なる事象または動作が生じたことで発生した、運転者等に過失がない車両事故も含めるよう改定しました。	○	○										
対物超過修理費用補償特約・車両保険の無過失事故に関する特約の自動セット化	●KAPくるまるのご契約に対物超過修理費用補償特約・車両保険の無過失事故に関する特約を自動セットするよう改定しました。	○											
賠償責任保険における被保険者・対象事故の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が責任無能力者である場合の監督義務者等を対人賠償責任保険・対物賠償責任保険における被保険者に追加しました。 ●財物の損壊を伴わない電車等の運行不能による損害賠償責任も対物賠償責任保険の補償対象としました。 	○	○	○									
人身傷害保険の損害額基準の改定 <2020年4月1日以降発生事故>	<ul style="list-style-type: none"> ●2020年4月1日の民法改正により、法定利率が5%から3%に変更されたことに伴い、後遺障害や死亡による逸失利益等の算出に用いるライプニッツ係数を変更しました。 ●2020年4月1日以降に発生した事故より改定後のライプニッツ係数を使用しています。 	○	○										
ギブス等の定義の明確化	●人身傷害保険の損害額基準、搭乗者傷害保険の入通院一時金特約、自損事故傷害補償特約等における「ギブス等」の定義を改定し、サポーター等を含まないことを明確化しました。	○	○	○									
自転車傷害補償特約の改定	<ul style="list-style-type: none"> ●ギブス等を常時装着した場合の「みなし通院」の規定を追加しました。 ●治療を伴わない薬剤の受領等は通院に含まないことを明確化しました。 	○											
日常生活個人賠償責任補償特約の改定	<ul style="list-style-type: none"> ●財物の損壊を伴わない電車等の運行不能による損害賠償責任も補償対象としました。 ●財物の損壊に盗取、詐取、紛失を含まないことを明確化しました。 	○											
他車運転危険補償特約の対象契約の改定	●記名被保険者が個人の場合で、対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をセットした契約に自動セットしていましたが、車両保険のみの契約でも自動セットするよう改定しました。		○										
ALSOK現場急行サービスの新設	<ul style="list-style-type: none"> ●ALSOKの対応員が事故現場のお客さまのもとに駆けつけて、安全確保、救急車の手配などをサポートするサービスを新設しました。 ●KAPくるまるのご契約で車両保険、代車費用補償特約、車内携行品補償特約をセットした「KAPくるまる・ワイド」のお客さまがサービスの対象となります。 	○											

2020年1月改定

項目	概要	くるまる	ベシス	ドライバー				
ロードサービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●スマートフォンアプリ「くるまるNAVI」からロードサービスを要請すると、お客様の位置情報が自動送信される機能を追加しました。 ●ロードサービス「助っ人くん」の「緊急時移動費用サービス」および「宿泊費用サービス」について、サービス提供条件を緩和しました。 <p><サービス提供条件（事故や故障のトラブル発生場所）></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ご自宅や事業所等から直線距離で20km以上遠方</td> <td>距離の制限なし (注) ご自宅や事業所等の日常の保管場所で自力走行不能となった場合は対象となりません。</td> </tr> </tbody> </table>	改定前	改定後	ご自宅や事業所等から直線距離で20km以上遠方	距離の制限なし (注) ご自宅や事業所等の日常の保管場所で自力走行不能となった場合は対象となりません。	○	○	
改定前	改定後							
ご自宅や事業所等から直線距離で20km以上遠方	距離の制限なし (注) ご自宅や事業所等の日常の保管場所で自力走行不能となった場合は対象となりません。							

2021年1月改定

項目	概要	くるまる	ベシス	ドライバー													
代車費用補償特約の補償の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ●「災害発生時の特則」として、下記①・②の改定を行いました。 <p>①レンタカー等以外の代替交通手段の費用の補償 台風・洪水等の災害の影響により、レンタカー等の代車を借り入れることが困難であると共栄火災が判断した場合は、代替交通手段として電車・バス・タクシー等を利用したときの費用を代車費用に含めて補償対象としました。</p> <p>②代車費用の支払対象日数のカウント方法を「通算日数」に変更 台風・洪水等の災害の影響により生じた修理工場の混雑等により、ご契約のお車の修理期間が著しく長期化すると共栄火災が判断した場合は、「事故発生日などから連続して30日（または15日）以内の借り入れた日数」等とする規定によらず、「通算利用日数30日（または15日）」でカウントするよう改定しました。本改定により、修理工場の混雑等により仮修理後に本修理を行うなど、期間が空いてしまう場合でも、支払対象日数を上限として、各修理期間中の代車費用も補償対象となりました。</p> <p><災害発生時の支払対象日数></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事故・盗難</td> <td>事故発生日などから連続して30日以内の利用日数</td> <td>通算利用日数30日以内^(※)</td> </tr> <tr> <td>故障</td> <td>故障した日から連続して15日以内の利用日数</td> <td>通算利用日数15日以内^(※)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 代車を借り入れた日の初日または電車・バス・タクシー等を利用した日の初日のいずれか早い日の翌日から起算して1年以内に限りです。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ●故障時に、お盆やゴールデンウィークの期間に修理工場の休業で入庫が遅れるなどの正当な理由がある場合に、支払対象期間の起算日を「入庫日」とするよう改定しました。 <p><故障時の支払対象期間></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自力走行ができなくなった日から15日以内</td> <td>自力走行ができなくなった日^(※)から15日以内 (※) 正当な理由がある場合は「入庫日」</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 衝突・接触等の「事故」を原因とする代車費用にかかる支払対象期間（30日）の起算日については、既に上記の取扱いを実施しています。</p>		現行	改定後	事故・盗難	事故発生日などから連続して30日以内の利用日数	通算利用日数30日以内 ^(※)	故障	故障した日から連続して15日以内の利用日数	通算利用日数15日以内 ^(※)	現行	改定後	自力走行ができなくなった日から15日以内	自力走行ができなくなった日 ^(※) から15日以内 (※) 正当な理由がある場合は「入庫日」	○	○	
	現行	改定後															
事故・盗難	事故発生日などから連続して30日以内の利用日数	通算利用日数30日以内 ^(※)															
故障	故障した日から連続して15日以内の利用日数	通算利用日数15日以内 ^(※)															
現行	改定後																
自力走行ができなくなった日から15日以内	自力走行ができなくなった日 ^(※) から15日以内 (※) 正当な理由がある場合は「入庫日」																
人身傷害保険の損害額基準の改定	<ul style="list-style-type: none"> ●平均余命や物価水準、賃金の変動を踏まえ、人身傷害保険の損害額基準（看護料・休業損害・精神的損害・葬儀費・年齢別平均給与額等）を見直しました。 	○	○														

項目	概要	くるまる	ペーシス	ドライバー
人身傷害保険の被保険者の範囲の拡大	●ご契約のお車に搭乗中の方が、自動車以外での通行が禁止されている自動車専用道路等（自動車専用道路・高速自動車国道）において、事故や故障、トラブルなどでご契約のお車から一時的に離れている場合も被保険者の範囲に含めるよう、被保険者の範囲を拡大しました。	○	○	
弁護士費用等補償特約・自動車事故弁護士費用等補償特約の被保険者の範囲の拡大	<p>●ご契約のお車の所有者（下表⑤）を被保険者の範囲に含めるよう改定しました。</p> <p>●お客さまが「ご契約のお車」や「お客さまの所有する自動車」以外の自動車を運転中の同乗者（下表④）を被保険者の範囲に含めるよう改定しました。</p> <p><被保険者の範囲></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 記名被保険者またはそのご家族</p> <p>② ご契約のお車に搭乗中の方</p> <p>③ 記名被保険者またはその家族が所有する自動車に搭乗中の方</p> <p>④ ②・③以外で記名被保険者またはそのご家族が運転している自動車に搭乗中の方</p> <p>⑤ ご契約のお車の所有者</p> </div> <p>（※）被保険者の範囲を拡大し、④・⑤を追加しました。</p>	○	○	
配偶者の定義の見直し	●戸籍上の性別が同一であるため、法律上の婚姻関係は認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある同性パートナーも「配偶者」に含むこととしました。	○	○	○
車両搬送・引上げ費用補償特約の文言の明確化	●ご契約のお車の引取費用について、「往路1名分」である旨を明確化しました。	○	○	

※このチラシは、2020年1月、2021年1月および2022年1月実施の自動車保険商品改定の概要を記載したものです。なお、満期を迎えるご契約の保険期間が3年を超える場合でその保険始期日が2019年12月31日以前のときは、2020年1月より前に実施済みの自動車保険商品改定も適用する場合があります。詳しくは、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

※商品の詳しい内容につきましては「約款冊子」等をご覧ください。

※ご契約の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。

※ご不明な点については取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。